

## 【協議事項 1】

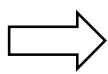
令和 7 年度外来機能報告における紹介受診重点医療機関の選定について

## 1 外来機能報告制度の概要

令和 3 年 5 月に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（令和 3 年法律第 49 号）が成立・公布され、外来機能報告制度が創設された（令和 4 年 4 月 1 日施行）。

## (1) 目的

- ・「紹介受診重点医療機関（医療資源を重点的に活用できる外来を地域で基幹的に担う医療機関）」の明確化
- ・地域の外来機能の明確化・連携の推進



患者の流れがより円滑になることで、病院の外来患者の待ち時間の短縮や勤務医の外来負担の軽減、医師の働き方改革に寄与。

(2) 対象医療機関 病院・有床診療所は報告義務あり（無床診療所は任意）

(3) 報告期間 令和 7 年 10 月 1 日～11 月 30 日（令和 7 年度）

## (4) 報告項目

ア 医療資源を重点的に活用する外来の実施状況

イ 紹介受診重点医療機関となる意向の有無

ウ 地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要なその他の事項

（紹介・逆紹介の状況、外来における人材の配置状況、外来・在宅医療・地域連携の実施状況（生活習慣病管理料や在宅時医学総合管理料等の算定件数）等）

(5) 「外来機能報告等に関するガイドライン」で示されている基準等

## ア 紹介受診重点外来に関する基準

- ・医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来  
（例）悪性腫瘍手術の前後の外来
- ・高額等の医療機器・設備を必要とする外来  
（例）外来化学療法，外来放射線治療
- ・特定の領域に特化した機能を有する外来  
（例）紹介患者に対する外来

初診の外来件数の 40%以上  
かつ  
再診の外来件数の 25%以上

イ 参考水準（紹介受診重点外来に関する基準を満たさないが、紹介受診重点医療機関となる意向を有する場合に参考とする水準）

紹介率50%以上かつ逆紹介率40%以上

## 2 鹿児島県における紹介受診重点医療機関についての協議の進め方 (県保健医療福祉課)

紹介受診重点外来に関する基準を満たす・満たさない  
紹介受診重点医療機関となる意向あり・意向なし

		紹介受診重点医療機関となる	
		意向あり	意向なし
紹介受診重点外来に関する基準	満たす	【区分1】 基準を満たす×意向あり	【区分2】 基準を満たす×意向なし
	満たさない	【区分3】 基準を満たさない×意向あり	【区分4】 基準を満たさない×意向なし

- (1) 【区分1】「基準を満たす」かつ「意向あり」の医療機関  
【区分3】「基準を満たさない」かつ「意向あり」の医療機関
- ・地域医療構想調整会議において協議を行う。
  - ・必要に応じて対象医療機関に地域医療構想調整会議への出席を求める。
  - ・区分3の医療機関については紹介受診重点外来に関する基準を満たす蓋然性及びそのスケジュール等について説明していただく。
- (2) 【区分2】「基準を満たす」かつ「意向なし」の医療機関  
【区分4】「基準を満たさない」かつ「意向なし」の医療機関
- ・地域医療構想調整会議において対象医療機関を提示（一覧等で示す）し、必要に応じて医療機関へ確認等を行う。
  - （例）委員から「この医療機関は紹介受診重点医療機関になることがふさわしい」等の意見があった場合に、当該意見を踏まえて改めて、医療機関の意向なしの理由を確認する。

### 3 鹿児島保健医療圏の状況

#### <紹介受診重点医療機関に係る区分> R8.1.27時点

医療機関の紹介受診重点医療機関になることの意向	
意向あり	意向なし
<p>&lt;区分1&gt;</p> <p>11医療機関</p> <p>(200床以上)</p> <p>☆鹿児島大学病院            ☆いまいきいれ総合病院            ☆独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センター            ☆鹿児島市立病院            ☆公益社団法人鹿児島共済会 南風病院            ☆今村総合病院            ☆米盛病院</p> <p>(200床未満)</p> <p>☆鹿児島市医師会病院            ☆白石病院            ☆新村病院            ・鹿児島厚生連病院</p>	<p>&lt;区分2&gt;</p> <p>3医療機関</p> <p>(200床以上) なし</p> <p>(200床未満)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さがらパス通りクリニック</li> <li>・厚地脳神経外科病院</li> <li>・たけクリニック</li> </ul>
<p>満たす</p>	
<p>&lt;区分3&gt;</p> <p>なし</p>	<p>&lt;区分4&gt;</p> <p>168医療機関</p>
<p>満たさない</p>	
<p>紹介受診重点医療機関の基準</p>	

・太字は特定機能病院及び地域医療支援病院  
 ・☆は紹介受診重点医療機関(R7.4.1時点)

**(1) 【区分1】「基準を満たす」かつ「意向あり」の医療機関（五十音順）**

＜令和7年度外来機能報告における紹介受診重点医療機関＞

	医療機関名	初診に占める重点外来の割合（40%以上）	再診に占める重点外来の割合（25%以上）
1	いまきいれ総合病院	71.5	41.2
2	今村総合病院	54.6	41.6
3	鹿児島医療センター	84.4	49.7
4	鹿児島市医師会病院	80.5	42.5
5	鹿児島市立病院	71.3	39.8
6	鹿児島厚生連病院	54.0	31.6
7	鹿児島大学病院	72.7	35.0
8	白石病院	71.7	47.5
9	南風病院	78.0	36.3
10	新村病院	47.3	33.9
11	米盛病院	64.3	40.2

**(2) 【区分2】「基準を満たす」かつ「意向なし」の医療機関（五十音順）**

	医療機関名	初診に占める重点外来の割合（40%以上）	再診に占める重点外来の割合（25%以上）
1	厚地脳神経外科病院	94.0	25.5
2	さがらパース通り クリニック	71.2	34.6
3	たけクリニック	40.5	55.1

**(3) 【区分3】「基準を満たさない」かつ「意向あり」の医療機関**

なし

**(4) 【区分4】「基準を満たさない」かつ「意向なし」の医療機関**

168医療機関

（参考）＜令和6年度外来機能報告における紹介受診重点医療機関＞

いまきいれ総合病院，今村総合病院，鹿児島医療センター，鹿児島市医師会病院，鹿児島市立病院，鹿児島大学病院，白石病院，南風病院，新村病院，米盛病院，鹿児島赤十字病院

## 4 各専門部会の協議結果

専門部会	協議結果
第19回高度急性期及び急性期専門部会 (令和8年2月3日)	<p>紹介受診重点医療機関については、以下のとおり協議が調った。</p> <p>(1)【区分1について】            「紹介受診重点外来の基準を満たす」かつ「紹介受診重点医療機関になる意向あり」の11医療機関について、当圏域の令和7年度外来機能報告における「紹介受診重点医療機関」とする。</p> <p>(2)【区分2について】            「紹介受診重点外来の基準を満たす」かつ「紹介受診重点医療機関になる意向なし」の3医療機関について、「紹介受診重点医療機関」とはならない。</p>
第18回部会長等会議 (令和8年2月18日)	<p>高度急性期及び急性期専門部会の協議結果を踏まえ、以下のとおり協議が調い、調整会議へ報告する。</p> <p>(1)【区分1について】            「紹介受診重点外来の基準を満たす」かつ「紹介受診重点医療機関になる意向あり」の11医療機関について、当圏域の令和7年度外来機能報告における「紹介受診重点医療機関」とする。</p> <p>(2)【区分2について】            「紹介受診重点外来の基準を満たす」かつ「紹介受診重点医療機関になる意向なし」の3医療機関について、「紹介受診重点医療機関」とはならない。</p>

## 5 協議する意見（案）

紹介受診重点医療機関については、以下のとおり協議が調った。

(1) 【区分1について】

「紹介受診重点外来の基準を満たす」かつ「紹介受診重点医療機関になる意向あり」の11医療機関について、当圏域の令和7年度外来機能報告における「紹介受診重点医療機関」とする。

(2) 【区分2について】

「紹介受診重点外来の基準を満たす」かつ「紹介受診重点医療機関になる意向なし」の3医療機関について、「紹介受診重点医療機関」とはならない。

### < スケジュール >

時期	調整会議	内容
2月3日（火）	第19回高度急性期及び急性期専門部会	① 委員間協議 ② 部会としての意見集約
2月18日（水）	第18回部会長等会議	① 委員間協議 ② 部会長等会議としての意見集約
3月4日（水）	第27回調整会議	① 委員間協議 ② 調整会議としての意見集約
4月1日（水） （予定）	令和7年度外来機能報告における紹介受診重点医療機関として公表	

# 外来医療の機能の明確化・連携

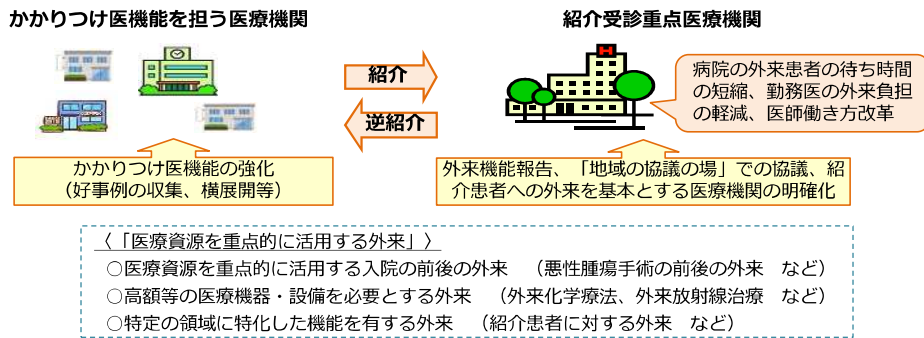
## 1. 外来医療の課題

- 患者の医療機関の選択に当たり、外来機能の情報が十分得られず、また、患者にいわゆる大病院志向がある中、一部の医療機関に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じている。
- 人口減少や高齢化、外来医療の高度化等が進む中、かかりつけ医機能の強化とともに、外来機能の明確化・連携を進めていく必要。

## 2. 改革の方向性

- 地域の医療機関の外来機能の明確化・連携に向けて、データに基づく議論を地域で進めるため、
  - ① 医療機関が都道府県に外来医療の実施状況を報告（外来機能報告）する。
  - ② ①の外来機能報告を踏まえ、「地域の協議の場」において、外来機能の明確化・連携に向けて必要な協議を行う。
 → ①・②において、協議促進や患者の分かりやすさの観点から、「医療資源を重点的に活用する外来」を地域で基幹的に担う医療機関（紹介受診重点医療機関）を明確化
  - ・ 医療機関が外来機能報告の中で報告し、国の示す基準を参考にして、地域の協議の場で確認することにより決定

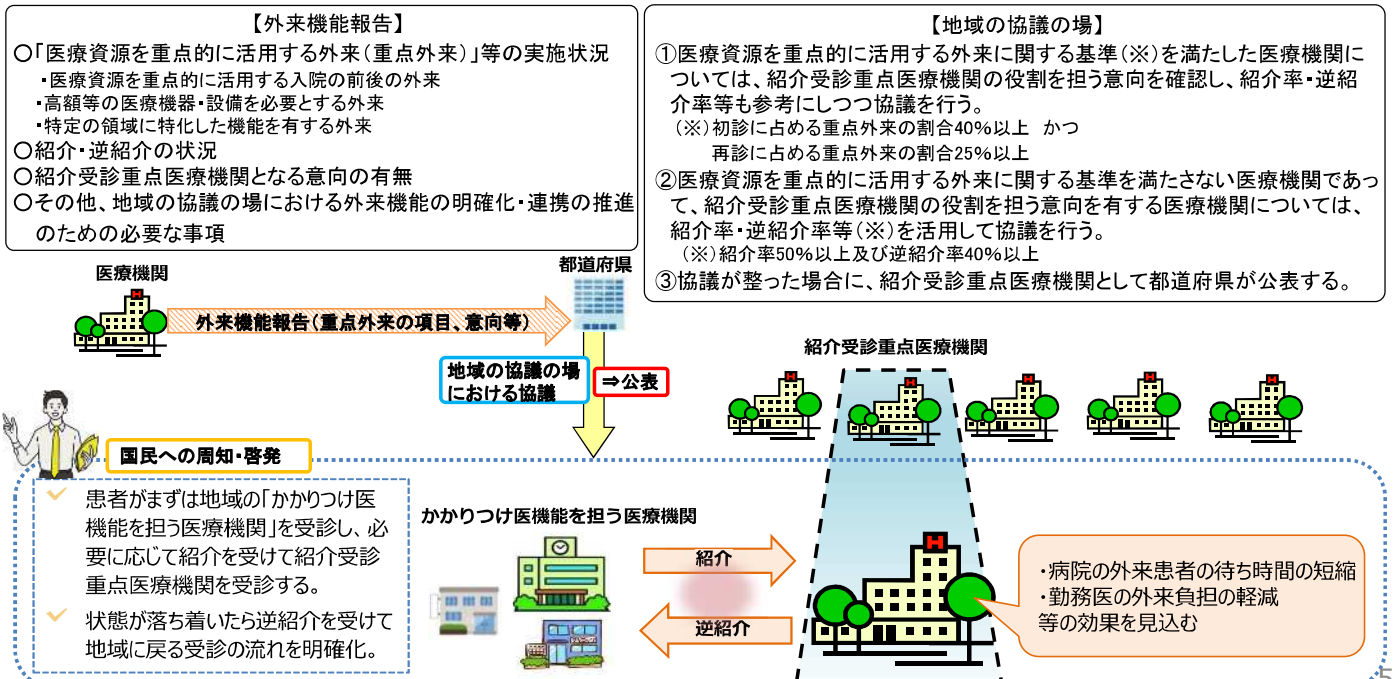
患者の流れがより円滑になることで、病院の外来患者の待ち時間の短縮や勤務医の外来負担の軽減、医師働き方改革に寄与



2

# 紹介受診重点医療機関について

- 外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来の機能に着目して、以下のとおり紹介患者への外来を基本とする医療機関（紹介受診重点医療機関）を明確化する。
  - ① 外来機能報告制度を創設し、医療機関が都道府県に対して外来医療の実施状況や紹介受診重点医療機関となる意向の有無等を報告し、
  - ② 「地域の協議の場」において、報告を踏まえ、協議を行い、協議が整った医療機関を都道府県が公表する。
 ※ 紹介受診重点医療機関（一般病床200床以上の病院に限る。）は、紹介状がない患者等の外来受診時の定額負担の対象となる。



5

# 外来機能報告

医療法第30条の18の2及び第30条の18の3の規定に基づき、**地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため**、医療機関の管理者が**外来医療の実施状況等を都道府県知事に報告をするもの**。令和3年5月に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第49号)が成立・公布され、医療法に新たに規定された(令和4年4月1日施行)。

参考：医療法(一部抜粋)

**第30条の18の2 病床機能報告対象病院等であつて外来医療を提供するもの**(以下この条において「外来機能報告対象病院等」という。)の**管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため**、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該外来機能報告対象病院等の所在地の**都道府県知事に報告しなければならない**。

**第30条の18の3 患者を入院させるための施設を有しない診療所**(以下この条において「**無床診療所**」という。)の**管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため**、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該無床診療所の所在地の**都道府県知事に報告することができる**。

目的	対象医療機関	報告頻度
<ul style="list-style-type: none"> <li>●「紹介受診重点医療機関(医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関)」の明確化</li> <li>●地域の外来機能の明確化・連携の推進</li> </ul> <p>▶ 患者の流れがより円滑になることで、病院の外来患者の待ち時間の短縮や勤務医の外来負担の軽減、医師の働き方改革に寄与。</p>	義務： 病院・有床診療所 任意： 無床診療所	年1回 (10~11月に報告を実施)
<b>報告項目</b> (1) <b>医療資源を重点的に活用する外来の実施状況</b> (2) 紹介受診重点医療機関となる意向の有無 (3) <b>地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要なその他の事項</b> 紹介・逆紹介の状況、外来における人材の配置状況、外来・在宅医療・地域連携の実施状況(生活習慣病管理料や在宅時医学総合管理料等の算定件数)等	<b>医療資源を重点的に活用する外来(重点外来)</b> ▶ <b>医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来</b> 例) 悪性腫瘍手術の前後の外来 ▶ <b>高額の医療機器・設備を必要とする外来</b> 例) 外来化学療法、外来放射線治療 ▶ <b>特定の領域に特化した機能を有する外来</b> 例) 紹介患者に対する外来	<b>紹介受診重点医療機関の基準</b>
<p>▶ 「地域の協議の場」での議論に活用。令和4年度については、外来機能報告等の施行初年度であるため、紹介受診重点医療機関の明確化に資する協議を中心に行う。</p>	意向はあるが基準を満たさない場合	<b>参考にする紹介率・逆紹介率の水準</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 紹介率50%以上かつ</li> <li>・ 逆紹介率40%以上</li> </ul>
	<b>紹介受診重点医療機関として取りまとめ</b>	